令 和 7 年 度

マンションに関する主な支援制度一覧

○区ホームページでも詳しい情報を公開しています。



台東区役所ホームページ>まちづくり・住宅・環境 >住まい・建築・区施設整備>住まい>マンション施策

- ○予算の範囲内の事業ですので、年度途中で受付を終了する場合があります。
- ○年度ごとに助成内容が変更する場合があります。
- ○助成事業は、申請と同一年度内に完了する必要があります。
- ○問い合わせ先

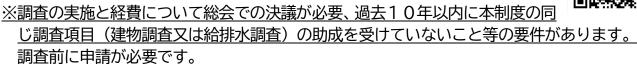
台東区都市づくり部 住宅課 マンション施策担当

電話:03-5246-9028 (台東区役所5階⑩番)



①マンション計画修繕調査費助成制度

台東区内のマンションの大規模修繕の計画的な実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物(電気関係配線等を含む)及び設備(給排水)の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。



- ◇対象 ①分譲マンションの管理組合
 - ②賃貸マンションを所有する個人又は法人(社宅・寮・公営住宅除く)で、住民 税(個人又は法人)を滞納していないもの
- ◇助成金額 下記の①、②(千円未満切捨て)又は、戸数に応じた助成限度額のいずれか少ない額
 - ① 助成金額=調査費(消費税を除く)×住宅専用面積/(住宅以外の専用面積+住宅専用面積)×1/3
 - ② 助成金額=調査費(消費税を除く)×住戸数/全戸数×1/3

②マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

マンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。

※工事着手前の申請が必要です。



- ◇対象 以下のいずれかに該当し、延べ面積の1/2以上が居住用のマンション
 - ①分譲マンションの管理組合で、バリアフリー工事の実施と経費について総会 で決議されているもの
 - ②賃貸マンションを所有する個人で住民税を滞納していないもの(社宅・寮・公営住宅除く)
- ◇対象工事 以下の①、②の工事で新たに設置するもの
 - ①段差の解消(スロープの設置)
 - ②手すりの取り付け(廊下・階段・エレベーター内) 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること
- ◇助成金額 バリアフリー化工事に要した費用(消費税を除く)の1/3以内(千円未満切捨て)かつ50万円以内
- ※予約制の事前相談(図面・工事個所の写真・見積書)が必要です。工事内容によっては、助成の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

③マンション耐震改修工事等助成制度

台東区内のマンションにおいて、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計 及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。



- ◇助成対象のマンション(次の全てに該当するもの)
 - ①非木造の耐火・又は準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える
 - ②昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている
 - ③法令等に違反して、現に是正の指導を受けていない
- ◇対象 ①分譲マンションの管理組合

耐震アドバイザーを除き、耐震改修工事等の実施について、総会決議により 承認を得ていること。

- ②賃貸マンションの所有者である個人又は中小企業者 住民税(個人又は法人)を滞納していないものに限る。 中小企業者とは中小企業基本法第2条に規定する法人。
- ◇助成金額 ① 耐震アドバイザー派遣(同一マンションにつき5回まで) 1回の派遣につき、2万円を限度とする。
 - ② 耐震診断、補強設計、耐震改修工事 助成対象費用(1 ㎡あたりの限度額あり)の1/2、又は 助成限度額のいずれか少ない額

4マンションアドバイザー利用助成制度

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション建替え・ 改修アドバイザー制度」の一部コースを利用した管理組合等に対して、派遣料を 助成します。



※センターにアドバイザー派遣の申込をする前に区への申請が必要です。

- ◇対象
- ①築30年以上の分譲マンションの管理組合で、助成制度の利用について総会で決議されているもの
- ②築30年以上の賃貸マンションを所有する個人で、前年度の住民税を滞納していないもの
- ◇助成金額 派遣料全額(ただし、テキスト・資料代や派遣のキャンセル料は除く)

⑤マンション管理・修繕相談員派遣制度

マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員(弁護士、マンション管理士又は一級建築士)をマンションの管理組合等(理事会・勉強会等)に派遣します。ご利用される2~3週間前に区に申請して下さい。



- ◇対象 ①分譲マンションの管理組合
 - ②賃貸マンションを所有する個人
- ◇派遣内容 同一マンションで年4回(1回につき2時間)まで
- ◇費用 無料(ただし、資料代や会場代等は除く)

⑥マンション管理組合登録制度

区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、分譲マンションの実態の把握に努めます。マンションへは、適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供等を行います。



⑦マンション管理計画認定制度

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。認定を取得することで、マンションの市場評価の向上、管理の適正化の推進等の効果が見込まれます。



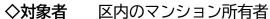
また、認定を受けたマンションを購入する際に、住宅金融支援機構の「フラット35」 の金利優遇を受けることなどができます。

令和7年度 マンション関連相談事業実施予定

※いずれの事業も、状況により、中止又は日程・会場を変更する場合があります。最新の情報 は区ホームページでご確認下さい。

①よろず相談室

マンションの日常生活におけるトラブル・管理・修繕についての相談に弁護士または一級建築士が対応します。



◇申込方法 住宅課窓口・電話による事前申込制。申込開始日は、開催日の 概ね1か月前に広報たいとう・区ホームページでお知らせします。



開催日		時間	会場
令和7年	4月24日(木)	弁護士・一級建築士 各3組ずつ 1回45分	台東区役所 5階住宅課 打ち合わせスペース
	6月21日(土)		
	9月18日 (木)		
	11月29日(土)	1組目:13:30~14:15	
令和8年	1月22日(木)	2組目:14:30~15:15	
	3月14日(土)	3組目:15:30~16:15	

②マンションセミナー

専門家を招き、マンションの運営に必要な情報、最新動向等を講義形式でお伝えします。

○令和6年度(再生セミナー)・5年度(耐震セミナー)・4年度(管理セミナー)

(いずれもYouTube配信)。**7年度は管理セミナーの内容を更新予定です。**

◇アクセス方法 右記「公開場所」欄の二次元コードを読み込むか、

区ホームページ上部のサイト内検索窓で 「マンションセミナー」と検索



③理事長等連絡会

区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が 実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な 維持管理や日常生活のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。

7年度は6月頃に開催予定です。詳細は広報や区ホームページでお知らせしています。

④グループ相談会

テーマ別のグループに分かれて相談員(弁護士・一級建築士・マンション管理士)に相談し、 参加者同士お互いの相談を参考にして意見交換を行います。 **7年度は8年2月頃に開催予定** です。詳細は広報や区ホームページでお知らせしています。

R7.3 月発行版